地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

デジタル化推進基準

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
理事長　黒部　篤

目次

１．目的
２．本基準の位置付け
３．用語
４．適用範囲
５．デジタル化推進の７原則
　５－１．法令遵守の原則
　５－２．成果還元の原則
　５－３．組織貢献の原則
　５－４．概念実証の原則
　５－５．標準準拠の原則
　５－６．安全確保の原則
　５－７．自己点検の原則
附則

１．目的

本基準は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）におけるデジタル化推進基本方針に基づき、より具体的な推進基準を定めるものである。

都産技研は、デジタル化を推進することにより、業務の効率化、ライフワークバランスの向上、ニューノーマル時代の事業推進や業務改革を達成する。

雇用関係の有無を問わず、都産技研を構成する全ての者は、本基準に従って、デジタル化を推進する。

２．本基準の位置付け

本基準の位置付けを図１に示す。

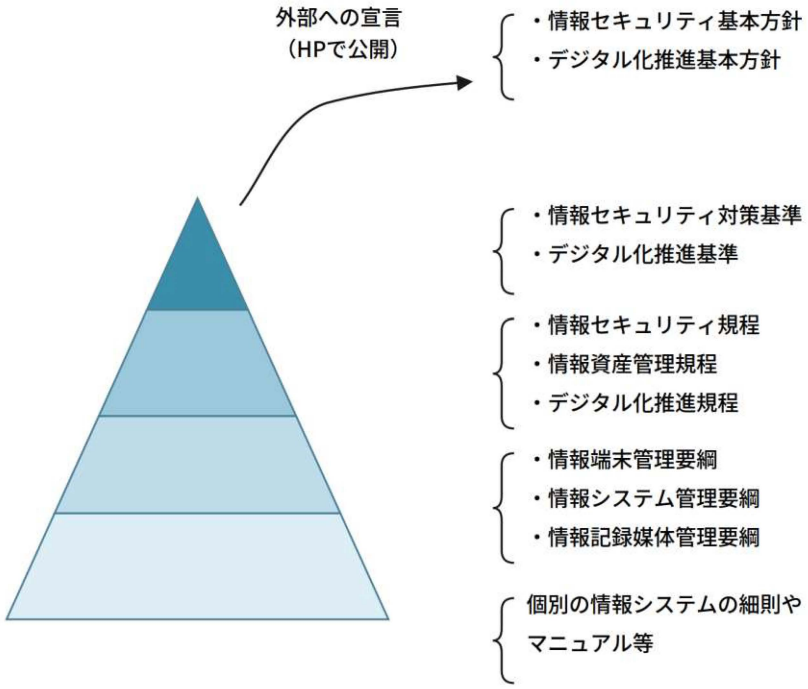


図 1. 本基準の位置付け

３．用語

（１）　デジタル化推進ポリシー

デジタル化推進基本方針及び本基準を合わせたものをいう。

（２）　条例

東京デジタルファースト条例（平成 16 年東京都条例第 147 号）をいう。

（３）　条例等

条例第 2 条第 1 号に規定する条例等をいい、都産技研が定める規程、要綱その他の手続の根拠となる規定を含む。

その他の用語は「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター情報セキュリティ対策基準」に準ずる。

４．適用範囲及び遵守義務

- 本基準は、職員等に適用される。
- 職員等は、都産技研のデジタル化推進について、常に共通の認識を持つ。
- 職員等は、業務の遂行に当たって、本基準及び関連規程等を遵守する。
- 職員等は、自身が担当する業務のデジタル化について、主体的に取り組む。

５．デジタル化推進の７原則

都産技研は、次に挙げる７つの原則に基づきデジタル化を推進する。

（１） 法令遵守の原則

デジタル化は、法令を遵守したものとする。

（２） 成果還元の原則

デジタル化は、成果をステークホルダーに還元するものとする。

（３） 組織貢献の原則

デジタル化は、都産技研のミッションに貢献するものとする。

（４） 概念実証の原則

デジタル化は、実証実験によって導入効果を示したものとする。

（５） 標準尊重の原則

デジタル化は、日本産業規格などの各規格、公的な方針などを尊重したものとする。

（６） 安全確保の原則

デジタル化は、安全を確保したものとする。

（７） 自己点検の原則

デジタル化は、自律的に見直す仕組みを持たせたものとする。

５－１．法令遵守の原則

デジタル化は、法令を遵守したものとする。

- 何人の人権も害してはならない。この人権には、いわゆる精神的自由に関する権利だけでなく、財産権や労働基本権なども含まれる。
- 犯罪を行う又は誘引するものであってはならない。デジタル化の手段や成果物はもとより、調達に関しても公正に行う。また、適切なデジタル技術を採用し、犯罪行為に利用されないように留意する。
- 都産技研の規程等に反するものであってはならない。本基準を遵守するだけでなく、その関連規程も遵守する。関係規程として、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ規程等が挙げられる。

- その他法令により定められた義務に反するものであってはならない。消防法による蓄電池の取扱い、廃棄物処理法における情報機器の廃棄、情報公開制度の趣旨に沿った文書管理、条例に基づく手続のデジタル化等が挙げられる。
- 条例等に基づく手続のデジタル化は、条例第３条の基本原則に従ったものとする。都産技研は、条例第２条第２号ハの「都の機関等」に含まれる。基本原則は次の三原則であり、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮を確保した上で実施する。

  （１）デジタルファーストの原則　手続及びこれに関連する事務の処理に係る一連の行程を、情報通信技術を利用して行われるようにする。

  （２）ワンスオンリーの原則　情報を共有し、既に提出を受けた情報と同一の内容の情報の提供を求めない。

  （３）コネクテッド・ワンストップの原則　関連する複数の手続を、一括して行うことができるようにする。

５－２．成果還元の原則

デジタル化は、成果をステークホルダーに還元するものとする。

- ステークホルダーの存在を忘れてはならない。業務の効率化や生産性の向上は、職員等のためだけでなく、最終的にステークホルダーのためにあることを意識する。
- デジタル化で得た知見や経験を、ステークホルダーに還元しなければならない。デジタル化の課題、解決策、結果等をステークホルダーと共有し、議論し、高め合う関係を築く。

５－３．組織貢献の原則

デジタル化は、都産技研のミッションに貢献するものとする。

- 経営におけるデジタル化の位置づけを明確にしなければならない。そのため、計画段階で経営目標・経営目標に対しての貢献度を示すこととする。ただし、計画段階において、貢献度の正確性や確実性を過度に要求するものではない。
- デジタル化の計画から運用にあたって、職員等は次に掲げる義務を果たさなければならない。

  （１）関連規程の精査の義務

  （２）現行業務の精査の義務

  （３）職員間におけるデータ提供の協力義務

  （４）概念実証の義務

  （５）仕様書の作成義務

  （６）市場調査の義務

  （７）経費及び後年度負担の精査の義務

  （８）効果測定の義務

  （９）計画の見直しの義務

- 業務全体としての最適化目標を定めなければならない。個々の業務に捉われず、相互に補完し、効果を高め合う構成にする。データの連携や提供も積極的に行う。

５－４．概念実証の原則

デジタル化は、実証実験によって導入効果を示したものとする。

- デジタル化の計画段階で、小規模な実証実験を行い、デジタル化の導入効果を定量的に示さなければならない。効果の指標は、経営目標への貢献度が明確なものを採用する。
- 実証実験のみで終わってはならない。導入効果が十分にあれば、速やかに本格導入を進める。導入効果が十分になかった場合でも、原因と結果の因果関係を分析し、知見と経験を蓄積する。それが新たな知見及び情報資産となり、以後のデジタル化に資することを認識する。
- 概念実証にあたって、データの提供を求められたときは、これに応じなければならない。データの提供によって機密性を侵害する場合は、疑似データの提供に変えてもよい。ただし、疑似データに変える場合であっても、データの形式や意味を正確に提供する。
- 概念実証は、その業務を担当する者が主体的に取り組まなければならない。その者自身が、実験計画の策定、実施及び効果検証を行う。

５－５．標準尊重の原則

デジタル化は、日本産業規格などの各規格、公的な方針などを尊重したものとする。

５－６．安全確保の原則

デジタル化は、安全を確保したものとする。

- 何人の生命、財産、名誉を害するものであってはならない。これはデジタル化に限らず、安全確保の基本であることを認識する。
- 守るべき情報資産を適切かつ明確に定義しなければならない。情報資産の重要度を考慮し、守備範囲を過剰に広く又は狭くならないように留意する。
- データの保全及びバックアップを行わなければならない。データの完全性を確保するために、誤った書き込みや不正な操作を防止し、データを適切に保管する仕組みを構築する。
- 障害への対策を整備しなければならない。また、障害時にも、業務を滞りなく進めなければならない。ただし、これはシステム停止を絶対的に防ぐことを意味しない。システムが停止しても、代替手段により業務を遂行できる体制を作ることをいう。

５－７．自己点検の原則

デジタル化は、自律的に見直す仕組みを持たせたものとする。

- デジタル化に係る内部環境及び外部環境の変化を踏まえ、デジタル化の進捗状況を自己点検し、必要に応じて改善策を講じなければならない。
- 本基準及び関連規程等の遵守状況を検証するため、監査を実施しなければならない。

附則

本基準は、2021 年 6 月 1 日から施行する。

本基準は、2026 年 11 月 1 日から施行する。